

物流、デジタル化など対応を

法改正後の市場課題指摘

農水省・武田課長講演



武田裕紀課長

農水省食料産業局の武田裕紀食品流通課長は4月26日、パーソナル情報システム（東京都港区）主催のウェブセミナー「第34回 全国生鮮流通フォーラム」で講演し、昨年の卸売市場法改正後の各市場の現状などについて説明した。武田課長は市場法改正を踏まえ、課題として①卸売市場のキャラクターの明確化②物流改善施設のフル活用と機能強化③デジタル化・自動化を一列挙。講演後のパネルディスカッションでは国や開設者、サプライチェーンの協調により課題解決に取り組む必要性を唱えた。

施設整備の対象になるとしてほしいと呼び掛けた。し、補助の活用も検討し 今後の課題としては、

改正市場法に対応するための議論の延長線として、市場が果たすべき機能や役割を明確化することを訴えた。また、市場施設や空間の有効活用による物流改善やビジネスチャンス確保、クラウドなどを活用したサプライチェーン全体での取引の効率化を進める必要性を

訴えた。フォーラムのテーマは「市場法改正後の卸売市場」。武田課長の講演後はうおいち（大阪市）の橋爪康至社長らがパネルディスカッションを行い、各市場の取り組みなどの意見を交わした。橋爪社長は現状の課題として、新型コロナウイルス禍による飲食店への販売の落ち込み、海洋環境が変化して天然魚の集荷が難しくなることなどを指摘。課題解決のためには仲卸との連携強化が欠かせないとし、仲卸とともに新規客を開拓することに意欲を示した。

武田課長は、物流効率化やデジタル化を進めるためには「個社ではなくサプライチェーンで取り組むことが大事」と訴えた。卸や仲卸、産地買受人の「協調」に、国や開設者が関与しやすい仕組みをつくりたいという考えも示した。

アーカイブ 配信も予定

パーソナル情報システムは同フォーラムのアーカイブ配信を、5月28日と6月に予定している。参加申し込みは同社サイト (<https://www.pjis.co.jp/>) から受け付け。

武田課長は市場法の改正を受けて、各市場が採用した取引方法や決済方法などの業務規程のバリエーションを説明。「商物分離」「買受人以外への販売」などの項目は「実態面に合わせて手続きを簡素化している市場が多い」と述べた。

旭一旭川地方卸売市場（北海道旭川市）の冷蔵庫整備など、各市場の施設整備の事例も紹介し、「コンセプトを組み立てて取り組んでいる。全体の予算確保が厳しい中、政府を挙げて取り組んでいる輸出が一つのキーワードになっている」と述べた。民設民営の市場も

